

ー公共物使用の手続きについてー

名取市にある国道・県道・市道以外の道路や水路等を特別に使用する場合や工事等を行う場合には、名取市公共物管理条例による申請及び許可が必要となります。

また、公共物使用の形態によっては 公共物使用料が徴収されることがあります。

名取市公共物管理条例第4条による許可が必要な行為

- ①公共物の敷地又は水面を使用するとき。
- ②公共物の敷地内において工作物を築造し改築しまたは除去するとき。
- ③公共物の敷地内において掘削及び盛土、その他土地の形状を変更するとき。
- ④公共物の敷地内において土石、竹木及び芝草等の産出物を採取するとき。

1. 許可申請するときには許可申請書及び次の書類等が2部必要です。

- ①位置図（住宅地図のコピー等）
- ②公図（法務局備え付けの物の写し）
- ③平面図（工事前の現況平面図及び工事後の計画平面図）
- ④使用面積計算書及び丈量図
- ⑤利害関係者の同意書（例：農業用水路の場合、名取土地改良区の同意書）
- ⑥横断図、構造図等
- ⑦保安施設設置計画図
- ⑧現況写真
- ⑨その他公共物管理者が必要とする書類及び図面

*許可申請書を提出してから許可が出るまで、通常1～2週間ほどの期間を要します。

2. 工事が始まる3日前までに工事着手届の提出が必要です。（1部）

- ①工事着手届
- ②警察署長の道路使用許可の写し（公衆用道路及び水路敷の現況が道路の一部となっている場合）

3. 工事が終わったら工事完了届の提出が必要です。（1部）

- ①工事完了届
- ②工事着手前の現況写真及び工事完了後の完成写真

その他、不明な点等がありましたら下記連絡先までお問い合わせください。

問い合わせ先：土木課 土木総務係 ☎022-384-2111（内線）213・238・236